書　き　方

1　この申請書は、青色申告者が減価償却資産について、所得税法施行令第 130 条に規定する減価償却資産の耐用年数短縮の承認を受けようとする場合に提出するものです。

2　この申請書は、2 部作成して、納税地の所轄税務署長を経由して所轄国税局長に提出してください。

3　「申請の事由」欄には、耐用年数の短縮の承認を受けようとする減価償却資産（以下「申請資産」といいます。）の申請の事由が、所得税法施行令第 130 条第１項第１号から第６号まで及び所得税法施行規則第 30 条各号に掲げる事由のいずれの事由に該当するかの区分を記載します。

4　申請書の提出に当たっては、次の書類を添付してください。

⑴　「承認を受けようとする使用可能期間及び未経過使用可能期間の算定の明細書」

⑵　申請資産の取得価額が確認できる資料（例：請求書等）

⑶　個々の資産の内容及び使用可能期間が確認できる資料（例：見積書、仕様書、メーカー作成資料等）

⑷　申請資産の状況が明らかとなる資料（例：写真、カタログ、設計図等）

⑸　申請資産がリース物件の場合、貸与を受けている者の用途等が確認できる書類（例：リース契約書の写し、納品書の写し等）